

令和8年度当初予算(案)における入湯税の用途について

入湯税は、消防施設等の整備、観光施設の整備及び観光の振興などに要する費用に充てるための目的税であり、令和8年度は次に掲げる事業に充当しています。

令和8年度当初予算(案)入湯税の額 7,479 千円

(単位:千円)

事業名		事業内容等	事業費	財 源 内 訳				
				特 定 財 源			一般財源	
				国(県)支出金	市 債	その他	入湯税	その他
消防施設等の整備	消防施設整備 管理事業	消防施設整備工事	2,636	0	0	0	472	2,164
		小型動力ポンプ付積 載車購入	17,028	0	12,000	0	901	4,127
	小 計		19,664	0	12,000	0	1,373	6,291
観光施設の 整備	ロイヤル胎内 パークホテル 運営事業	施設用備品購入	2,475	0	0	0	444	2,031
	奥胎内ヒュッテ 管理事業	施設改修工事	15,050	0	13,700	0	242	1,108
	胎内スキー場 管理事業	施設改修工事	87,935	0	86,700	0	221	1,014
	小 計		105,460	0	100,400	0	907	4,153
観光の振興 (観光施設 の整備を除 く)	観光振興事業	観光宣伝費(印刷製 本費、広告料)	4,662	0	0	0	835	3,827
		胎内市観光協会負 担金	24,359	0	0	0	4,364	19,995
	小 計		29,021	0	0	0	5,199	23,822
合 計			154,145	0	112,400	0	7,479	34,266